

## ○酒田市地域生活支援事業の実施に関する規則

(平成18年10月1日規則第40号)

改正	平成19年3月26日規則第37号	平成20年3月31日規則第3号
	平成20年10月28日規則第43号	平成22年11月11日規則第58号
	平成23年3月31日規則第12号	平成24年3月30日規則第12号
	平成25年3月29日規則第29号	平成26年4月15日規則第24号
	平成27年3月20日規則第6号	

(趣旨)

第1条 本市における地域生活支援事業の実施については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)その他の法令に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(事業の種類)

第2条 本市は、法第77条第1項の規定に基づく地域生活支援事業として、次に掲げる事業を行う。

- (1) 理解促進研修・啓発事業
- (2) 自発的活動支援事業
- (3) 相談支援事業
- (4) 成年後見制度利用支援事業
- (5) 成年後見制度法人後見支援事業
- (6) 意思疎通支援事業
- (7) 日常生活用具給付等事業
- (8) 手話奉仕員養成研修事業
- (9) 移動支援事業
- (10) 地域活動支援センター事業
- (11) 地域活動支援センター機能強化事業

2 本市は、法第77条第3項の規定に基づく地域生活支援事業として、次に掲げる事業を行う。

- (1) 訪問入浴サービス事業
- (2) 日中一時支援事業
- (3) 巡回支援専門員整備事業
- (4) スポーツ・レクリエーション教室開催等事業
- (5) 点字・声の広報等発行事業
- (6) 自動車運転免許取得・改造助成事業
- (7) 知的障害者職親委託事業

(地域生活支援事業所)

第3条 前条に掲げる事業を適正に運営することができる事業所として市長が指定する事業所(地域生活支援事業所。以下「指定事業所」という。)に、当該事業の全部又は一部を行わせることができる。

(対象者)

第4条 地域生活支援事業の対象となる者は、法第4条に規定する障害者(以下「障がい者」という。)又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第4条第2項に規定する障害児(以下「障がい児」という。)であって、当該障がい者又は障がい児の保護者が市内に居住地(居住地を有しないとき又は明らかでないときは、現在地。以下同じ。)を有する者とする。

- 2 前項に規定するもののほか、法第19条第3項に規定する特定施設入所障害者であって同項に規定する特定施設への入所前に有した居住地(同項に規定する継続入所障害者にあつては、最初に入所した特定施設への入所前に有した居住地。以下「住所地特例地」という。)が市内であるものは、地域生活支援事業の対象とする。
- 3 住所地特例地が他の市町村の区域内である者は、第1項の規定にかかわらず、地域生活支援事業の対象としない。

(利用の申請)

第5条 地域生活支援事業を利用しようとする障がい者又は障がい児の保護者は、市長に申請をしなければならない。

(利用の決定)

第6条 前条の規定による申請があつたときは、市長は、地域生活支援事業の種類ごとに月又は年を単位として12月を超えない範囲において、地域生活支援事業のサービスの量を定め、利用の決定(以下「利用決定」という。)を行うものとする。

(利用の変更)

第7条 利用決定を受けた者(以下「利用者等」という。)は、現に受けている利用決定に係る地域生活支援事業の種類、サービスの量等を変更する必要があるときは、市長に対し、当該利用決定の変更の申請をすることができる。

- 2 市長は、前項の申請により、必要があると認めるときは、利用決定の変更の決定を行うことができる。

(利用の取消し)

第8条 市長は、次に掲げる場合には、利用決定を取り消すものとする。

- (1) 利用者が地域生活支援サービスを受ける必要がなくなつたと認めるとき。
- (2) 利用者が他の市町村の区域内に居住地を有するに至つたと認めるとき(住所地特例地が市内であるときを除く。)

(地域生活支援給付費の支給)

第9条 市長は、第2条に規定する地域生活支援事業のうち日常生活用具給付等事業、移動支援事業(個別支援型、障害児通所支援車両移送型等に限る。)、訪問入浴サービス事業及び日中一時支援事業(以下「費用給付事業」という。)について、利用者が利用決定に基づくサービスを受けたときは、利用者等に対し、別表第1に定める基準額から当該基準額の100分の10に相当する額(当該額が別表第2に定める月額負担上限額を超えるときは、当該月額負担上限額)を控除して得た額を、地域生活支援給付費として支給する。

(地域生活支援給付費の代理受領等)

第10条 利用者に対し費用給付事業を行った指定事業所は、利用者等に代わり市から地域生活支援給付費の支払を受けることができる。

- 2 前項の規定による支払があつたときは、利用者等に対し地域生活支援給付費の支給があつたものとみなす。
- 3 第1項の規定により地域生活支援給付費を受ける指定事業所は、費用給付事業のサービスに要する基準額と地域生活支援給付費との差額について、利用者等から支払を受けるものとする。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、地域生活支援事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則  
(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年10月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 利用決定の期間は、第6条の規定にかかわらず、平成21年3月31日までの間は18月を超えない範囲とする。

附 則(平成19年3月26日規則第37号)  
この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月31日規則第3号)  
この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年10月28日規則第43号)  
この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の酒田市地域生活支援事業の実施に関する規則は、平成20年4月1日から適用する。

附 則(平成22年11月11日規則第58号)  
この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年3月31日規則第12号)  
この規則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第4条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年3月30日規則第12号)  
この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月29日規則第29号)  
この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年4月15日規則第24号)  
この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年3月20日規則第6号)  
この規則は、平成27年4月1日から施行する。

別表第1(第9条関係)

酒田市地域生活支援事業に要する費用の額の基準

1 日常生活用具給付等事業

種目	基準額	対象者	耐用年数
		下肢機能障がい又は体幹機能障がい 2級以上の者 障害者の日常生活及び社会生活を総	

便器		4,450円 5,400円 (便器に手すりをつけた場合)	合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第1条に規定する特殊の疾病による障がいの程度が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第4条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める程度(平成25年厚生労働省告示第7号)に規定する程度にある者(以下「難病患者等」という。)であって、常時介護を要する者。ただし、便器に手すりをつけた場合は難病患者等に限る。	8年
視覚障がい者用ポータブルレコーダー	録音再生機	85,000円	視覚障がい2級以上の者	6年
	再生専用機	35,000円		
視覚障がい者用活字文書読上げ装置		99,800円	視覚障がい2級以上の者	6年
視覚障がい者用物品識別装置		24,000円	視覚障がい2級以上の者	6年
視覚障がい者用時計	触読時計	10,300円	視覚障がい2級以上の者	10年
	音声時計	13,300円		
歩行時間延長信号機用小型送信機		7,000円	視覚障がい2級以上の者	10年
特殊便器		151,200円	上肢機能障がい2級以上の者 難病患者等については、上肢機能に障がいをもつ者	8年
聴覚障がい者用情報受信装置		88,900円	聴覚障がい者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になるもの	6年
特殊寝台		154,000円	下肢機能障がい又は体幹機能障がい2級以上の者 難病患者等については、寝たきりの状態にある者	8年
特殊マット		19,600円	下肢機能障がい又は体幹機能障がい1級(常時介護を要する者に限る。)の者 難病患者等については、寝たきりの状態にある者	5年
点字タイプライター		63,100円	視覚障がい2級以上の者	5年
電磁調理器		41,000円	視覚障がい2級以上の者(視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	6年
移動・移乗支援用具		60,000円	平衡機能又は下肢機能若しくは体幹機能に障がいをもつ者であって家庭内の移動等において介助を必要とする者 難病患者等については、下肢が不自由な者	8年
入浴補助用具		90,000円	下肢機能又は体幹機能に障がいをもつ者であって、入浴に介助を必要とする者 難病患者等については、入浴に介助を要するもの	8年

特殊尿器	67,000円	下肢機能障がい又は体幹機能障がい1級(常時介護を要する者に限る。)の者 難病患者等については、自力で排尿できない者	5年
火災警報器	15,500円	障がい等級2級以上(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)の者	8年
自動消火器	28,700円	障がい等級2級以上(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)の者 難病患者等については、火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等のみ世帯及びこれに準ずる世帯	8年
視覚障がい者用体温計(音声式)	9,000円	視覚障がい2級以上の者	5年
入浴担架	82,400円	下肢機能障がい又は体幹機能障がい2級以上(入浴に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。)の者	5年
体位変換器	15,000円	下肢機能又は体幹機能障がい2級以上(下着交換等に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。)の者 難病患者等については、寝たきりの状態にある者	5年
透析液加温器	51,500円	じん臓機能障害3級以上で自己連続携帯式腹膜灌流式(CAPD)による透析療法を行う者	5年
福祉電話(貸与)	83,300円	聴覚障がい者又は外出困難な身体障がい者(原則として2級以上)であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者及びファックス被貸与者(障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	-
ファックス(貸与)	7,700円	聴覚又は、音声機能若しくは言語機能障がい3級以上であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者(電話(難聴者用電話を含む)によるコミュニケーション等が困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	-
視覚障がい者用ワードプロセッサ(共同利用)	1,030,000円	視覚障がい者	-
酸素ボンベ運搬車	17,000円	医療保険における在宅酸素療法を行う者	10年
聴覚障がい者用屋内信号装置	87,400円	聴覚障がい2級(聴覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯)の者	10年
視覚障がい者用拡大読書	198,000円	視覚障がい者であって、本装置により文字等を読むことが可能になるも	8年

器		の	
移動用リフト	159,000円	下肢機能障がい又は体幹機能障がい2級以上の者 難病患者等については、下肢機能又は体幹機能に障がいを有する者	4年
ネブライザー(吸入器)	36,000円	呼吸器機能障がい3級以上又は同程度の身体障がい者であって、必要と認められるもの 難病患者等については、呼吸器機能に障がいを有する者	5年
点字図書	-	主に情報の入手を点字によっている視覚障がい者	-
聴覚障がい者用通信装置	71,000円	聴覚障がい又は発声・発語に著しい障がいを有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められるもの	5年
携帯用会話補助装置	98,800円	音声機能障がい者若しくは言語機能障がい者又は肢体不自由者であって、発声・発語に著しい障がいを有するもの	5年
視覚障がい者用体重計	18,000円	視覚障がい2級以上(視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	5年
電気式たん吸引器	56,400円	呼吸器機能障がい3級以上又は同程度の身体障がい者であって、必要と認められるもの 難病患者等については、呼吸器機能に障がいを有する者	5年
点字ディスプレイ	383,500円	視覚障がい及び聴覚障がいの重度重複障がい者(原則として視覚障がい2級以上かつ聴覚障がい2級)の身体障がい者であって、必要と認められるもの	6年
居宅生活動作補助用具	200,000円	下肢機能障がい、体幹機能障がい又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい(移動機能障がいに限る。)を有する者であって障がい等級3級以上の者(ただし、特殊便器への取替えをする場合は、上肢機能障がい2級以上の者) 難病患者等については、下肢機能又は体幹機能に障がいを有する者	-
点字機	標準型	A 10,712円(真鍮板製) B 6,798円(プラスチック製)	7年
	携帯用	A 7,416円(アルミニウム製) B 1,699円(プラスチック製)	5年
		A 15,656	

頭部保護帽		円(スポンジ及び革を主材料としているもの) B 37,852円(スポンジ、革及びプラスチックを主材料としているもの)	平衡機能又は下肢機能若しくは体幹機能に障がいをする者	3年
人工喉頭	笛式	5,150円	喉頭摘出者	4年
	電動式	72,203円		5年
歩行補助つえ(1本つえ)		A 2,310円(木製) B 3,150円(軽金属製)	平衡機能又は下肢機能若しくは体幹機能に障がいをする者	3年
収尿器	男性用	A 7,931円(普通型) B 5,871円(簡易型)	高度の排尿機能障がい者	1年
	女性用	A 8,755円(普通型) B 6,077円(簡易型)		1年
ストーマ用装具	蓄便袋	8,858円	ストーマ造設者	-
	蓄尿袋	11,639円		
紙おむつ等(紙おむつ、浣腸用具、サラン、ガーゼ等衛生用品)		12,000円	高度の排便機能障がい者又は脳原性運動機能障がいかつ意思表示困難者	-
訓練用いす		33,100円	下肢機能障害又は体幹機能障害2級以上であって原則として3歳以上18歳未満の者	5年
訓練用ベッド		159,200円	下肢機能又は体幹機能障がい2級以上であって原則として学齢児以上18歳未満の者 難病患者等については、下肢又は体幹機能に障がいをする者	8年
情報・通信支援用具		100,000円	上肢機能障がい者又は視覚障がい者	6年
動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)		157,500円	難病患者等については、人工呼吸器の装着が必要な者	5年

2 移動支援事業

種目		基準額			
		30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間30分未満	以後 30分ごと
個別	身体介護を伴う場合	2,300円	4,000円	5,800円	820円を加算

支援型	身体介護を伴わない場合	800円	1,500円	2,250円	750円を加算
障害児通所支援車両移送型等		1回につき 540円			
時間帯による加算(個別支援型に限る。) ・夜間(午後6時から午後10時まで)及び早朝(午前6時から午前8時まで) 1回につき所定額に100分の25を加算 ・深夜(午後10時から翌日の午前6時まで) 1回につき所定額に100分の50を加算					

3 訪問入浴サービス事業

種目	基準額
訪問入浴サービス	1回 12,500円
訪問入浴サービス(清拭又は部分浴)	1回 8,750円

4 日中一時支援事業

種目	基準額							
	障がい者					障がい児		
	区分1及び区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	区分1	区分2	区分3
4時間未満	1,230円	1,410円	1,560円	1,890円	2,230円	1,230円	1,480円	1,890円
4～8時間	2,450円	2,810円	3,120円	3,790円	4,450円	2,450円	2,970円	3,790円
8時間以上	3,680円	4,220円	4,680円	5,680円	6,680円	3,680円	4,450円	5,680円
加算額:低所得者の食事提供体制 1日 420円								

備考 はまなし学園において児童福祉法第6条の2第2項の規定による児童発達支援を利用し、その後当該事業を利用する児童については、その費用を免除するものとする。

別表第2(第9条関係)

月額負担上限額

世帯階層区分	月額負担上限額
生活保護世帯	0円
低所得世帯1(市町村民税非課税世帯で利用者本人の年収が80万円以下の場合)	15,000円
低所得世帯2(市町村民税非課税世帯で利用者本人の年収が80万円を超える場合)	24,600円
一般世帯(市町村民税課税世帯)	37,200円